

西脇市中学校部活動ガイドライン

令和 2 年 3 月
西脇市教育委員会

学校の部活動は、スポーツ、文化及び芸術等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育の一環として行われてきた。技能や体力の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、社会・経済の変化等により、教育等に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。また、少子化が進展する中、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、本市においても、存続の危機にある部活動は少なくない。

将来においても、生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力を育む基盤としての部活動を持続可能なものとするためには、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年9月）に則り、兵庫県教育委員会「いきいき運動部活動（4訂版）」（平成30年9月）、兵庫県教育委員会「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）を参考に、安全で望ましい部活動の実施に努めていく。

1 部活動の意義について

部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義がある。

- (1) 豊かな人間性の育成
- (2) 自己肯定感の涵養
- (3) 技能や体力の向上と健康の増進
- (4) 異年齢との交流
- (5) 生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築

2 適切な運営体制の構築について

- (1) 校長は、学校教育の一環として、複数顧問制度を導入するなど学校組織全体で部活動の運営・指導、進捗確認等に対応できる体制を構築する。
- (2) 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や文化及び芸術分野

の部活動を設けることができない場合は、学校の指導体制や生徒のニーズ等を十分踏まえた上で、複数校による合同運営（合同部活動）を検討する。

- (3) 校長は、顧問間で意見交換を行い、指導内容や新しい指導方法などの情報共有ができるよう、顧問会などの機会を設ける。
- (4) 西脇市教育委員会は、市内中学校における適切な部活動推進のため、本市中学校部活動研究協議会並びに中学校長会等と連携し、市内共通理解による部活動の推進に努める。
- (5) 西脇市教育委員会は、顧問を対象とする指導に必要な知識及び実技の質の向上並びに、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営を図るための研修を実施する。
- (6) 西脇市教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、科学的な指導、安全の確保や事故発生後の適切な対応、体罰の禁止、サービスの遵守等に関する研修を実施する。

3 部活動活動計画について

- (1) 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- (2) 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 西脇市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい活動計画及び活動実績の様式の作成等を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学校週5日制の趣旨を踏まえ、生徒のバランスのとれた生活を確保する。また、心身をリフレッシュし、さらなる意欲を喚起し、技能と体力の向上を図るという視点から、休養日の設定は必要不可欠である。成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
 - ア 学期中は週あたり2日以上休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定）
 - イ 大会等でやむを得ず土日等の休業日に休養日が設定できない場合は、平日にその代替えの休養日を設定し、週あたり2日

以上の休養日を確保する。その際、事前に校長の承認を得なければならない。

ウ 1日の活動時間（練習前の準備や練習後の後片付け、大会参加等に係る移動時間は含まない）は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。また、大会等で実質活動時間が3時間を超える場合は、事前に校長の承認を得なければならない。その際は超過した活動時間分を他の日の活動時間を短くしたり、休養を増やしたりすることで、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないようにすること。

エ 長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保することとする。

- (2) 学校単位で参加する大会や合同練習等については、生徒に対する教育上の意義や、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮し、精査の上参加することとする。大会や合同練習等への参加により超過した活動時間や活動日については、他の日の活動時間短縮や代替えの休養日の確保を実施する。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、以下のことを徹底して指導を行う。

ア 生徒の心身の健康管理（熱中症への対策、障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）

イ 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）

ウ 体罰・ハラスメントの根絶

（参考）文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」
（平成25年5月）

- (2) 部活動の指導者は、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うという目的を踏まえ、次の点に留意して活動を行う。

ア 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があることを理解する。

イ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと、また、障害・外傷等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないことを理解する。

ウ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるようにする。

エ 競技種目や文化及び芸術分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニング・練習の積極的な導入等によ

り、短時間で効果が得られる指導を行う。

- オ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、心身の発達の個人差や特に女子の成長期における心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

6 家庭・地域との連携

西脇市教育委員会及び校長は、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や家庭・地域の実態に応じて、地域の各種団体（スポーツ、芸術文化、社会教育関係等）との連携、保護者の理解と協力等の認識を一層深め、学校と家庭・地域が協働・融合し共に子どもを育てるという視点を踏まえ、地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。